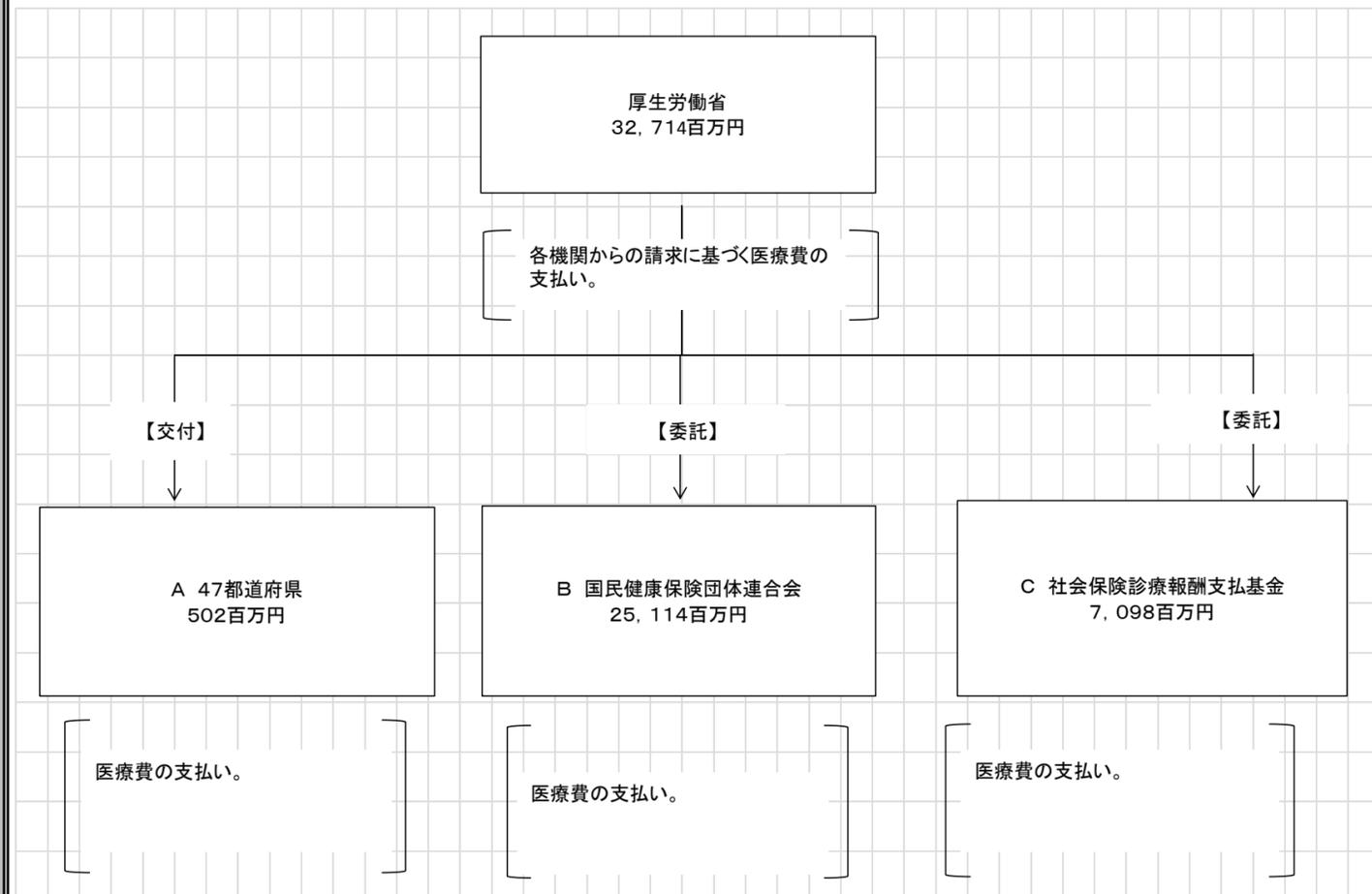


平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

事業名	原爆被爆者医療費			担当部局庁	健康局	作成責任者		
事業開始年度	昭和32年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 小野 清喜		
会計区分	一般会計			政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条			関係する計画、 通知等	-			
主要政策・施策				主要経費	社会保障			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当医療費は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し必要な医療の給付(支給)を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国は、「原子爆弾被爆者に対する援護の法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費:原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で支給 一般疾病医療費:認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給							
実施方法	直接実施							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	41,006	41,186	38,496	36,455		
		補正予算	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計	41,006	41,186	38,496	36,455	0		
執行額	36,369	34,478	32,714					
執行率 (%)	89%	84%	85%					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 毎 年度
	医療費の支払に関する事務を委任している社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対し、契約に基づく期日までに遅滞なく支払いを行う。(月3回)	医療費の支払回数	成果実績	回	36	36	36	
			目標値	回	36	36	36	36
			達成度	%	100%	100%	100%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	認定疾病医療費及び一般疾病医療費の支給件数	活動実績	千件	7,850	7,410	7,140		
		当初見込み	千件	8,049	7,850	7,410	7,140	
単位当たり コスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たり コスト	千円/件	4.6	4.7	4.6	5.1
	X:「医療費執行額(千円)」 Y:「医療費支給件数(千件)」		計算式	X / Y	36,369,000 / 7,850	34,478,000 / 7,410	32,714,000 / 7,140	36,455,000 / 7,140
平成 27 ・ 28 年度 予算 内 訳 (単 位: 百 万 円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	原爆被爆者医療費審査支払事務費	942						
	原爆被爆者医療費	35,513						
	計	36,455	0					

事業所管部局による点検・改善					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づくものであり、事業の目的や重要性の観点から国費を投入すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	被爆者援護法第10条、第17条、第18条の規定に基づき国が行うこととなっており、妥当である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	医療費の支給を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与するためのものであるため優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被爆者援護法第15条及び第20条の規定に基づいており妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	原爆医療費は、診療報酬に基づき支給されており、単位当たりコストは妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	被爆者に対する医療費支給に限定されており、適切である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	医療費の支給件数が見込みより下回ったため。	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	被爆者援護法第10条、第17条、第18条の規定に基づく医療費の支給について成果目標を達成している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	年間の医療費支給件数は見込みの9割を超えており、見込みに見合ったものである。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			○	179: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に基づく介護手当の支給 180: 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条に基づく健康診断の実施
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	健康局総務課	179	原爆被爆者介護手当等負担金		
	健康局総務課	180	原爆被爆者健康診断費交付金		
点検・改善結果	点検結果	平成24年度からの1件あたりの医療費単価には大きな変動はないものの、被爆者数の減少に伴い医療費の支給件数は減少傾向にある。			
	改善の方向性	被爆者数の減少から、医療費予算については減少傾向で推移しているものの、今後も、被爆者の高齢化や原爆症認定制度の改正といった増要因を適切に勘案し、必要な予算の確保に努める。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	176	平成23年度	154	平成24年度	125
平成25年度	150	平成26年度	162		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.広島県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	208			
計		208	計		0
B.国民健康保険団体連合会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	24,454			
事務費	医療費の審査支払手数料	660			
計		25,114	計		0
C.社会保険診療報酬支払基金			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	被爆者に対する医療費	7,063			
事務費	医療費の審査支払手数料	35			
計		7,098	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.47都道府県

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島県	被爆者に対する医療費の支払	208	—	—
2	長崎県	被爆者に対する医療費の支払	118	—	—
3	東京都	被爆者に対する医療費の支払	33	—	—
4	大阪府	被爆者に対する医療費の支払	31	—	—
5	福岡県	被爆者に対する医療費の支払	28	—	—
6	神奈川県	被爆者に対する医療費の支払	12	—	—
7	兵庫県	被爆者に対する医療費の支払	11	—	—
8	埼玉県	被爆者に対する医療費の支払	7	—	—
9	千葉県	被爆者に対する医療費の支払	6	—	—
10	愛知県	被爆者に対する医療費の支払	6	—	—

B.国民健康保険団体連合会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国民健康保険団体連合会	医療機関等に対する医療費の支払	25,114	—	—

C.社会保険診療報酬支払基金

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会保険診療報酬支払基金	医療機関等に対する医療費の支払	7,098	—	—